

富田林市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富田林市総合教育会議においてなされる会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10名とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、会議の開催場所の面積等を勘案して、傍聴人の定員を定めることができる。

3 前2項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴の手続等)

第3条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開始10分前までに、傍聴希望者名簿（様式第1号）に自己の住所及び氏名を明記し、受付を済ませなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯している者

(3) カメラ、ビデオカメラ、録音機等を携帯している者（第6条ただし書の規定により撮影又は録音することについて市長の許可を受けた者を除く。）

(4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用又は携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器等を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 静粛を保つこと。

(2) はち巻、腕章等の着用により示威的行為をしないこと。

(3) 議事に批評を加え、又は可否を表明しないこと。

(4) 会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(5) 市長及び係員の指示に従うこと。

(撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(退場)

第7条 傍聴人は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴人がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月8日から施行する。